

健感発0701第5号

平成23年7月1日

(平成23年8月30日一部改正)

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

B型肝炎集団訴訟における証拠としての予防接種台帳の写しの交付等について

いわゆる「B型肝炎集団訴訟」は、集団予防接種等（予防接種及びツベルクリン反応検査。以下同じ。）の際の注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスに感染したとする方々等が国家賠償を求めている事案であり、昨年5月以降、札幌地裁及び福岡地裁において和解協議が行われ、このたび6月28日に、国と原告との間で「基本合意書」が成立したところです。

「基本合意書」では、過去の一定の期間において集団予防接種等を受けたことの証明方法として、原告に係る接種記録が記載された予防接種台帳の写しの提出が認められたほか、予防接種台帳に記載がないことが証明された者について別途の証明方法が合意されました。

予防接種台帳の取扱いに関しては、すでに平成23年3月29日付けの事務連絡等において連絡していたところですが、今後、各市町村において、原告である住民から過去の予防接種台帳の開示を請求されることが想定されますので、本件訴訟等に係る事務を円滑に遂行するため、下記の事項についてご配慮いただきたい旨改めて各市町村に周知願います。

記

1. 原告から予防接種台帳の開示の求めがあった場合、個人情報保護条例等に基づき当該原告に係る部分の予防接種台帳の写しを交付いただきたいこと。
2. 当該原告に係る接種記録がない場合、原告らに対し接種記録がない旨の証明書を交付いただきたいこと。この証明書については、各市町村が制定している個人情報保護条例に基づく文書不存在の回答でも差し支えない。
3. 仮に「予防接種台帳の保存状況について」（別添）に訂正が生じた場合は、速やかに当課までお知らせいただきたいこと。

※ 予防接種台帳については、「定期（一類疾病）の予防接種実施要領」上、5年の保存年限を示しているところです。本通知は本件訴訟等に係る事務を円滑に遂行するための特段の配慮を求めるものであり、予防接種行政における実施要領上の取扱いを変更するものではありません。

<添付書類>

- 別添 予防接種台帳の保存状況について
- 参考1 平成23年3月29日付け事務連絡
- 参考2 基本合意書（抄）